

入札等における質問方法の改正について【土木部】

入札公告における設計図書等の質問方法は、電話・ファクシミリ・電子メールとしていましたが、事務の効率化・ファクシミリ誤送信防止の観点から、県土木部においては、原則、電子メールでの質問受付としますのでお知らせします。(ファクシミリでの質問も申し出により可能とします)。

記

1 対象事務

土木部発注の入札及び随意契約（工事、測量等工事関連委託・及び工事等以外の一般業務に係る発注事務）

2 改訂理由

ペーパーレス化の推進、業務効率化及びFAX誤送信防止

3 改訂内容

入札公告書等に記載された質問の受付方法を、原則、電子メールによることとします。ただし、ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、申し出があれば使用可能とする。

4 改訂箇所

(1) 工事及び工事関連委託

ア 入札公告中「設計図書等の質問受付方法」

【現在】〇〇建設事務所 電話番号・ファクシミリ・電子メール

【改訂】〇〇建設事務所 電話番号・電子メール（※）

※質問の受付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。

イ 入札公告中「その他、不明点の照会先」

【現在】〇〇地方振興局出納室 電話番号・ファクシミリ・電子メール

【改訂】〇〇地方振興局出納室 電話番号・電子メール（※）

※質問の受付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。

(2) 工事等以外の一般業務

各建設事務所、土木事務所等からの入札（見積）執行通知記載のとおり。

※上記（1）工事等と同じく、質問の受付は、原則、電子メールによることとします。

5 施行日

令和6年1月1日以降、入札公告（見積等通知）を行うものから適用する。